

農林水産省令第百二十号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第百三号）及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第四百四十七号）の施行に伴い、並びに主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第五条第一項及び第三項第三号（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）第四条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第三項、第十二条、第十四条、第二十条第三項、第二十三条、第二十九条、第四十七条第一項、第四十八条並びに第五十三条第一項、同令第三条並びに農産物検査法施行令（平成七年政令第三百五十七号）第四条第二項の規定に基づき、並びに主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律を实施するため、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則及び農産物検査法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年十一月四日

農林水産大臣 亀井 善之

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則及び農産物検査法施行規則の一部を改正する省

令

(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則(平成七年農林水産省令第十七号)の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第一章 総則」を削る。

第一条から第六条までを次のように改める。

(基本指針)

第一条 農林水産大臣は、少なくとも毎年二回、十一月三十日及び翌年の三月三十一日までに、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(以下「法」という。)第四条第一項の規定により定めた基本指針を見直し、必要があると認めるときには、同条第六項の規定によりこれを変更するものとする。

(生産調整方針の認定を受けることができる者の規模)

第二条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令(以下「令」という。)第三条の農林水産省

令で定める規模は、法第五条第一項の認定を受けようとする年の米穀の生産予定数量若しくは出荷予定数量又は当該年の前年の米穀の生産数量若しくは出荷数量のいずれか大きい数量が二十トンであることとする。

（生産調整方針の認定申請手続）

第三条 法第五条第一項の認定を受けようとする者は、別記様式第一号により作成した生産調整方針を地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長。第三十四条第二項を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。

（生産調整方針の認定基準）

第四条 法第五条第三項第三号（令第四条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める基準は、生産調整方針の内容が法令に違反するものでないこととする。

（米穀安定供給確保支援機構の指定の申請）

第五条 法第八条第一項の規定による指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

二 役員の名、住所及び略歴を記載した書面

三 法第八条第一項の規定による指定の申請に関する意思の決定を証する書面

四 法第九条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画

五 法第九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができることを証する書面

六 もち米の需給の安定に係る業務その他の米穀の安定供給の確保を支援することを目的とする業務（

法第九条各号に掲げる業務を除く。）を行っている場合にあつては、当該業務の内容を記載した書面

（機構の名称等の変更の届出）

第六条 法第八条第一項の米穀安定供給確保支援機構（以下「機構」という。）は、同条第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない

らない。

- 一 変更後の名称、住所又は事務所の所在地
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

「第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置」、「第一節 計画的な流通の確保に関する措置」及び「第一款 生産者」を削る。

第七条から第十条までを次のように改める。

(業務規程の記載事項)

第七条 法第十一条第一項の業務規程に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 貸付金の使途
- 二 保証に係る債務の種類
- 三 業務に必要な資金の造成に関する事項
- 四 その他法第九条第一号及び第二号に掲げる業務を実施する上で必要な事項

(業務規程の認可の基準)

第八条 法第十一条第一項の認可の基準は、法第九条第一号及び第二号に掲げる業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。

(事業計画等の認可の申請)

第九条 機構は、法第十二条第一項前段の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に(法第八条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、事業計画書及び収支予算書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 機構は、法第十二条第二項の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度終了後三月以内に申請しなければならない。

(区分經理の方法)

第十条 機構は、法第九条第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「貸付業務」という。

に係る經理及び同条第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「債務保証業務」という。に係る經理についてそれぞれ特別の勘定を設け、貸付業務に係る經理、債務保証業務に係る經理及

びその他の業務に係る経理をそれぞれ区別して整理しなければならない。

2 第五条第二項第六号に規定する業務に係る経理は、前項のその他の業務に係る経理において整理するものとする。

第十一条から第十四条までを削る。

第二章第一節第二款から第四款までを削る。

「第五款 自主流通米価格形成センター」を削る。

第六十二条の見出し中「自主流通米価格形成センター」を「米穀価格形成センター」に改め、同条第一項及び第二項第三号中「第四十八条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同項第四号及び第五号中「第四十九条各号」を「第十九条各号」に改め、同条を第十一条とする。

第六十二条中「第四十八条第一項の自主流通米価格形成センター」を「第十八条第一項の米穀価格形成センター」に改め、同条を第十二条とする。

第六十四条中「第五十条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第一号中「価格形成施設」を「法第十九条第一号の価格形成施設（以下この条において「価格形成施設」という。）」に改め、同条第三号

中「第五十二条第一項」を「第二十一条」に改め、「行う」の下に「ことができない」を加え、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 売買取引の決済に関する事項

第六十四条に次の一号及び一項を加える。

八 売買取引に関し必要な事項を調査審議する委員会（次項第四号において「委員会」という。）の設置及び運営に関する事項

2 前項第八号に掲げる事項にあつては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 委員の要件に関する事項

二 委員の身分保障に関する事項

三 委員の職務上知り得た秘密の保持に関する事項

四 委員会の意見に関する事項

第六十四条を第十三条とする。

第六十五条中「第五十条第一項」を「第二十条第一項」に、「第四十九条第一号」を「第十九条第一号

」に改め、同条を第十四条とする。

第六十五条の二を削る。

第六十六条中「第五十三条」を「第二十三条」に、「自主流通米」を「米穀」に改め、同条を第十五条とする。

第六十七条第一項中「第五十四条第一項前段」を「第二十四条第一項前段」に、「第四十八条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条第二項中「第五十四条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同条を第十六条とする。

第六十八条中「第五十五条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（米穀の政府買入れ及び政府売渡し）

第十八条 法第二十九条の規定による米穀の買入れ又は売渡しを随意契約により行う場合にあつては、米穀の需給状況を参酌し、買入れ又は売渡しの相手方を定めるものとする。

（米穀の買受資格者）

第十九条 法第二十九条の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 米穀を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を行う者
- 二 米飯の販売の事業を行う者
- 三 国の機関、地方公共団体その他法第二十九条の規定により政府から買い入れた米穀を公共用、公用又は公益事業の用に供すると認められる者

第二章第二節を削る。

「第三節 政府以外の者の行う輸入及び輸出」を削る。

第七十一条中「第三十九条第三号」を「第七条第三号」に改め、同条を第二十条とする。

第七十二条第一項中「第四十条第一項」を「第八条第一項」に、「別記様式第十三号」を「別記様式第二号」に改め、同条第二項中「第四十条第二項（令第四十条第五項）」を「第八条第二項（同条第五項）」に改め、同条第三項中「第四十条第三項（令第四十条第五項）」を「第八条第三項（同条第五項）」に改め、同条第四項中「第四十条第四項」を「第八条第四項」に、「別記様式第十四号」を「別記様式第三号」に改め、同条第五項中「第四十条第六項」を「第八条第六項」に、「別記様式第十五号」を「別記様式第四号」

」に改め、同条を第二十一条とする。

第七十三条第一項中「第六十五条の二」を「第三十五条」に、「別記様式第十六号」を「別記様式第五号」に改め、同条を第二十二条とする。

第七十四条中「第六十五条の三」を「第三十六条」に、「別記様式第十六号の二」を「別記様式第六号」に改め、同条を第二十三条とする。

第七十五条中「第四十条の三第八号」を「第十条第八号」に改め、同条を第二十四条とする。

第七十六条及び第七十七条を削る。

「第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置」を削る。

第七十八条中「第四十一条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第二十五条とする。

第七十九条中「第六十八条第二項において準用する法第六十一条第五項（法第六十八条第二項において準用する法第六十一条第七項）」を「第四十三条第五項（同条第七項）」に改め、同条を第二十六条とする。

第八十条中「第四十四条第三号」を「第十四条第三号」に改め、同条を第二十七条とする。

第八十一条中「第七十二条」を「第二十一条」に、「第七十条第一項」を「第四十五条第一項」に、「

第四十五条」を「第十五条」に、「第四十条」を「第八条」に、「別記様式第十三号」を「別記様式第二号」に、「別記様式第十七号」を「別記様式第七号」に、「別記様式第十四号」を「別記様式第三号」に、「別記様式第十八号」を「別記様式第八号」に、「別記様式第十五号」を「別記様式第四号」に、「別記様式第十九号」を「別記様式第九号」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(米穀の出荷又は販売の事業の届出)

第二十九条 法第四十七条第一項の農林水産省令で定める規模は、当該年度の米穀の出荷予定数量若しくは販売予定数量又は前年度の米穀の出荷数量若しくは販売数量のいずれか大きい数量が二十精米トンであることとする。

2 法第四十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

3 法第四十七条第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、同項の事業の開始予定時期及び同項の規定による届出時点における年間出荷予定数量又は年間販売予定数量とする。

4 第一項及び前項の出荷予定数量、販売予定数量、出荷数量及び販売数量には、自ら生産した米穀であ

つて、法第四十七条第一項の規定による届出をした者に出荷し、又は販売するものの数量は含まないものとする。

5 法第四十七条第二項又は第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十一号又は第十二号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(届出事業者の帳簿)

第三十条 法第四十八条の規定による帳簿の記載事項は、次に掲げるとおりとする。

一 米穀の種類別の出荷数量又は販売数量(自ら生産した米穀であつて、法第四十七条第一項の規定による届出をした者に出荷し、又は販売するものの数量は含まない。)

二 自ら生産した米穀のみの出荷又は販売を行う者以外の者にあつては次に掲げる事項

イ 米穀の種類別の出荷若しくは売渡しの委託を受けた数量又は買受数量

ロ 米穀の種類別の在庫数量

2 前項の帳簿は、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

3 第一項の帳簿は、当該帳簿に最終の記載をした日から起算して三年間保存しなければならない。

「第四章 雑則」を削る。

第八十二条中「第四十六条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第三十一条とする。

第八十三条中「第七十四条」を「第五十一条」に改め、同条を第三十二条とする。

第八十四条中「第七十五条第一項又は第二項」を「第五十二条第一項」に、「別記様式第二十号」を「別記様式第十三号」に改め、同条を第三十三条とする。

第八十五条第一項第一号中「第五条第五項」を「第五条第一項並びに令第四条第一項及び第三項」に改め、同項第二号中「第二章第二節第二款」を「第三十五条及び第三十六条」に改め、同項第三号中「第六十五条の二及び第六十五条の三」を「第四十七条」に改め、同項第四号中「第七十五条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同項第五号中「第四十条第一項、第四項及び第六項（これらの規定を令第四十五条）」を「第八条第一項、第四項及び第六項（これらの規定を令第十五条）」に改め、同条を第三十四条とする。

別記様式第一号を次のように改める。

米穀の生産調整に関する方針認定申請書

年 月 日

地方農政事務所長 殿

作成者 住所
氏名 (法人にあっては、名称
及び代表者の氏名)

米穀の生産調整に関する方針について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づく認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

米穀の生産調整に関する方針

1 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標の設定方針

2 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

備考

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第二号から第十一号までを削る。

別記様式第十二号中「別記様式第13号（第72条関係）」を「別記様式第2号（第21条関係）」、「第40条第1項」を「第8条第1項」に改め、同様式を別記様式第二号とす。

別記様式第十四号中「別記様式第14号（第72条関係）」を「別記様式第3号（第21条関係）」、「第40条第4項」を「第8条第4項」に改め、同様式を別記様式第三号とす。

別記様式第十五号中「別記様式第15号（第72条関係）」を「別記様式第4号（第21条関係）」、「第40条第6項」を「第8条第6項」に改め、同様式を別記様式第四号とす。

別記様式第十六号中「別記様式第16号甲（第73条関係）」を「別記様式第5号甲（第22条関係）」、「第65条の2」を「第35条」に、「別記様式第16号乙（第73条関係）」を「別記様式第5号乙（第22条関係）」に改め、同様式を別記様式第五号とす。

別記様式第十六号の二中「別記様式第16号の2（第74条関係）」を「別記様式第6号（第23条関係）」に、「第65条の3」を「第36条」に改め、同様式を別記様式第六号とす。

別記様式第十七号中「別記様式第17号（第81条関係）」を「別記様式第7号（第28条関係）」に、「第

45条において準用する第40条第1項」を「第15条において準用する第8条第1項」に改め、同様式を別記様式第七号とする。

別記様式第十八号中「別記様式第18号（第81条関係）」を「別記様式第8号（第28条関係）」に、「第45条において準用する第40条第4項」を「第15条において準用する第8条第4項」に改め、同様式を別記様式第八号とする。

別記様式第十九号中「別記様式第19号（第81条関係）」を「別記様式第9号（第28条関係）」に、「第45条において準用する第40条第6項」を「第15条において準用する第8条第6項」に改め、同様式を別記様式第九号とし、同様式の次に次の四号を加える。

米穀の出荷又は販売の事業の開始届出書

年 月 日

地方農政事務所長 殿

届出者 商号、名称

氏 名

（法人にあつては代表者の氏名）

住 所

電話番号（ ） -

米穀の出荷又は販売の事業を行いたいので、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条第1項の規定により、届け出ます。

主たる事務所の所在地	電話番号（ ） -
------------	-----------

事業開始予定時期	年 月
----------	-----

届出時点での年間の出荷又は販売予定数量	約 精米トン
---------------------	--------

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 主たる事務所については、法人にあつては、本社業務を行っている住所とする。
- 3 事業については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則第29条第1項に規定する数量以上を取扱う事業をいう。
- 4 出荷又は販売予定数量については、「精米 = 玄米 × 0.91」で換算する。

別記様式第11号（第29条関係）

米穀の出荷又は販売の事業の届出事項の変更届出書

年 月 日

地方農政事務所長 殿

届出者 商号、名称

氏 名

（法人にあつては代表者の氏名）

住 所

電話番号（ ） -

米穀の出荷又は販売の事業の届出事項に変更がありましたので、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47第2項の規定により、届け出ます。

変更年月日	年 月 日
-------	-------

変更事項	
変更前	
変更後	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 変更事項の欄には、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条第1項各号に掲げる事項のうち、変更した事項を記載すること。

別記様式第12号（第29条関係）

米穀の出荷又は販売の事業の廃止届出書

年 月 日

地方農政事務所長 殿

届出者 商号、名称

氏 名

（法人にあつては代表者の氏名）

住 所

電話番号（ ） -

米穀の出荷又は販売の事業を廃止したので、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条第3項の規定により、届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
-------	-------

廃止の理由	
-------	--

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 廃止の理由において、合併、経営譲渡等廃止後の当該事業について承継先がある場合は、具体的に記述すること。

表

第 号	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 第52条第2項の立入検査をする職員の身分証明書		
	官 職 氏 名	年 月 日生	
		年 月 日発行	
写 真			
(押出スタンプ)	農林水産大臣 (地方農政事務所長)	印	

裏

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律抜粋
(報告及び立入検査)

第52条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構若しくはセンターその他業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工若しくは製造を行う者に対し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則抜粋
(身分を示す証明書)

第33条 法第52条第1項又は第2項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式第13号によるものとする。

別記様式第二十号を削る。

(農産物検査法施行規則の一部改正)

第二条 農産物検査法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成七年政令第三百五十七号」の下に「。第二十三条において「令」という。」を加える。

第十一条第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は法第三十四条第一項第一号に掲げる米穀についての同項の品位等検査」及び「又は第十五条第二項」を削る。

第十三条第四号中「及び農産物検査を行おうとする場所」を削る。

第二十六条を削り、第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とし、第二十二條の次に次の一条を加える。

(登録検査機関の照会先)

第二十三条 令第四条第二項の農林水産省令で定める者は、農産物の出荷の事業を行う者とする。

別記様式第十八号を次のように改める。

別記様式第十八号（第十四条関係）

検 査 機 関 登 録 台 帳

登録番号	登録年月日	年 月 日	登録更新年月日及び変更登録年月日					
			年 月 日	更新・変更	年 月 日	更新・変更		
登録検査機関の名称			年 月 日	更新・変更	年 月 日	更新・変更		
代表者氏名 主たる事務所の所在地			年 月 日	更新・変更	年 月 日	更新・変更		
			年 月 日	更新・変更	年 月 日	更新・変更		
登録の区分								
農産物の種類								
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成分検査業務受委託先				
	氏 名	生 年 月 日	住 所	証 明 書 番 号	受 委 託 の 区 分	登 録 検 査 機 関 の 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地
備 考								

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

(農産物検査法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 農産物検査法施行規則の一部を改正する省令（平成十二年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「新法第五条第二項」を「改正法による改正後の農産物検査法（以下「新法」という。）第五条第二項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第四号中「第六条」を「第六条第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同条第五号を同条第三号とし、同条第六号を同条第四号とする。